| | |
|---|---|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | 第 557 回企業会計基準委員会で聞かれた意見 |

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 557 回企業会計基準委員会（2025 年 9 月 18 日開催）において、次の事項について聞かれた意見をまとめたものである。

   (1) 適用時期の検討

   (2) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案

   (3) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案

   (4) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案

## 聞かれた意見

### （適用時期の検討についての意見）

<u>強制適用日についての意見</u>

2. 強制適用に関して、公開草案が公表されればそれを参照して必要な実務対応が始められること、ステップ 4 として柔軟な措置を準備していることから、基本的に強制適用の時期を延ばす必要はないと考えられるため、強制適用の時期までの期間を 3 年とする事務局案に賛成する。ただし、公開草案公表後の審議により、内容に大幅な変更が生じる場合には、強制時期について柔軟な対応が必要となる可能性があると考える。

3. 事務局の分析のとおり、金融機関にとっては非常に影響が大きいため公表から強制適用まで 3 年は必要と考えられる一方、国際基準との乖離が目立つことからできるだけ早く強制適用する必要性もあると考える。このため、強制適用の時期までの期間を 3 年程度として公開草案を公表し、コメントを募ることは妥当であると考える。

4. 「3 年以上の期間が置かれる必要性は極めて高い」という金融庁監督局からのご説明や、「少なくともリース会計基準と同程度の期間（2 年半程度）の期間を設けることが必要」

という事務局の分析を踏まえると、「概ね 3 年程度」という事務局提案は 3 年を少し超える方がよいというニュアンスを含んでいると考えられる。仮にこの理解が正しければ、強制適用までの期間が 3 年を下回ることを許容しつつ、ちょうど 3 年が事務局提案の中心ではないということを示すように、例えば「概ね 3 年以上」とすることが望ましいと考える。

5. 最終化のタイミングによって、例えば公表から強制適用までの期間を 2 年半か 3 年半かで選択することとなる場合には、3 年半とすることが望ましいと考える。

6. 「概ね 3 年程度」という事務局提案は、金融機関のみを対象としているのか、一般事業会社を含めた全ての企業を対象としているのか確認したい。

**早期適用についての意見**

7. 基本的な方針について事務局提案に賛同する。

8. 公表から強制適用までの期間を 3 年とすることは一般的に長く、会計基準の併存期間が長くなるため、早期適用を認めるかについて議論の余地がある。ただし、業種別にみれば適用時期のばらつきは少ないと想定される点、IFRS との整合性の観点、また、早期適用によって会計監査においても経験が蓄積され円滑な移行に資するという点から、事務局の提案に賛成する。

9. 「新基準公表後に最初に到来する年の 4 月 1 日以後開始する事業年度から」という早期適用に関する事務局提案について、新基準公表が 4 月 2 日となった場合には、早期適用を 1 年延ばす必要はないと考える。この点、ステップ 4 の取扱いを用いる場合には想定以上に早く対応できるケースもありうると考えられるため、関係者のニーズを踏まえて柔軟に検討して頂きたい。

10. 3 年以上の準備期間が必要であるという金融庁の金融機関に対する監督の観点からの適用時期に関するご見解は、金融庁において 3 年間の準備期間が必要であるという趣旨ではなく、各行において適用の準備に 3 年は要するという趣旨であるため、早期適用を認めることは監督上の問題とはならないという理解でよいか確認したい。

**（金融商品会計基準の文案についての意見）**

11. 市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの発行者における貸借対照表の定めの削除について、定めを取り入れなかった経緯を記載して頂きたい。

**（金融商品実務指針の改正案についての意見）**

12. 不必要な混乱を招かないようなものとなっているため、未収利息の会計処理に関する修正の内容に同意する。

13. 第 120 項について、購入又は組成した信用減損債権ではない信用減損金融資産に適用されることを明確化する修正に同意する。この点、結論の背景の第 301-4 項の信用減損債権に係る利息収益について、一定の要件を満たした場合には不計上とすることができるという記述についても、購入又は組成した信用減損債権ではない信用減損金融資産を対象とする表現として頂きたい。また、購入又は組成した信用減損債権か、購入又は組成した信用減損債権ではない信用減損金融資産によって、取扱いが異なる理由を記載することを検討して頂きたい。

14. 第 311-5 項において、金融商品会計基準第 26 - 3 項を参照しているが、同第 26 - 2 項への参照が正しいと考えられるため、修正して頂きたい。

**（「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案についての意見）**

15. 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の内容に賛同する。

16. 「予想信用損失に係る会計処理」の「簡素化された判定方法」における単純化したアプローチの記載について、重要な金融要素を含むか否かによる取扱いの違いをより明確にするため、重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等及びリースにより生じた債権について、「会計方針の選択により」という文言を加えることを検討して頂きたい。

17. 別紙 4 について、「項目」の列に記載される債権の区分における「原則」という記載に違和感があり、「下記以外」等とすることを検討して頂きたい。

18. 別紙 4 は資産の測定方法をまとめた表であるため、測定方法について原則と例外を明確化するように、「測定」の列に記載される内容が原則的な測定方法であることを示すと、「会計処理の選択肢」の列との対比の観点からよいと考える。

19. 別紙 4 について、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものの手数料について、会計処理の選択肢として第 105-2 項を含めた方がより正確な記載となると考えられる。

以　上